

## 処 分 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 遺失物法
根 抱 条 項 : 第 26 条第 1 項
処 分 の 概 要 : 施設占有者に対する指示
原権者 (委任先) : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 遺失物法第 26 条第 1 項 (指示)
処 分 基 準 : 別紙のとおり。
問い合わせ先 : 警務部会計課監査室監査第一係 (電話 0742-23-0110)
備 考 :

## 処 分 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 遺失物法
根 抛 条 項 : 第 26 条 第 2 項
処 分 の 概 要 : 特例施設占有者に対する指示
原権者 (委任先) : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 遺失物法第 26 条 第 2 項 (指示)
処 分 基 準 : 別紙のとおり。
問い合わせ先 : 警務部会計課監査室監査第一係 (電話 0742-23-0110)
備 考 :